

厚狭キャンパス新学部棟基本構想・基本計画策定業務
公募型プロポーザル募集要項

令和7年3月

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学

目 次

1	目的	1
2	業務概要	1
3	選定方法	1
4	契約及び支払い	1
5	契約の変更	2
6	発注者及び事務局	2
7	参加者の要件	2
8	資格要件	2
9	実施スケジュール	3
10	実施要領	3
11	審査及び選定事業者（優先交渉権者）等の選定	5
12	失格条件	5
13	その他	5
	別記 リスク分担表	6

1 目的

現在、山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「本学」という。）では、医療保健系の新学部（仮称「医療保健学部」）の設置（令和12年(2030年)4月を予定）に向けて、必要な調査・研究等に取り組んでいるところです。

また、新学部のキャンパス（仮称「厚狭キャンパス」という。）は、現行のキャンパス（山陽小野田市大学通一丁目1番1号）とは異なる山口県立厚狭高等学校南校舎跡地（山陽小野田市大字郡字岡崎475番地1ほか）を活用する計画としています。

本プロポーザルは、この計画を進めていくため、①新学部設置の趣旨及び必要性、②基本情報（学部・学科の名称、開設時期、定員（入学・収容）、修業年限、学位、想定される卒業生の進路）、③教育内容（育成する人材、学部・学科の特色、カリキュラム、取得可能な資格、教職員体制）、④入学者選抜方法、⑤施設整備の概要（新学部の校舎等の施設整備の方針、整備内容、山口県立厚狭高等学校南校舎の既存施設の解体、整備候補地、設置により必要となる経費（年間）、事業スケジュール（予定））等を示した基本構想・基本計画を策定することとしています。

ついては、新学部の設置及び厚狭キャンパスの整備を進めていくに当たり、本学の意向を十分に理解した上で、豊富な経験、独自の技術やノウハウを活用し、優れた技術提案を公募型プロポーザルにより幅広く求め、受託候補者を選定することを目的とします。

※1 設置を検討している学科は、国家資格の受験資格が取れる学科

理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師など

※2 厚狭キャンパス（山口県立厚狭高等学校南校舎跡地）設置予定地の概要

山陽小野田市の都市拠点の一つであるJR厚狭駅周辺に位置する厚狭高校南校舎は、同校の前身となる徳基高等女学校がこの地に移転して以来、本市の高等教育の発展に貢献してきたところです。

こうした中、厚狭高校南校舎の定時制課程は令和4年度に生徒募集が停止、令和5年度に定時制が廃止されました。

山口県立厚狭高等学校南校舎の歴史と財産については、将来に向けて有効活用を図り、先人達の遺志を継承した高等教育の新たな展開や、教育を通じた地域貢献に努めていかなければならないと考えています。

このような中、本学では、少子高齢化社会や若者（18歳）人口の減少等、大学はもとより山陽小野田市、山口県における地域の諸課題に対して公的な高度教育機関としての役割を果たすため、医療・保健・福祉・介護の各分野における専門人材の育成や供給を目的とした新たな学部を設置する方針を定めたところです。

新学部を厚狭キャンパスに設置することにより、厚狭地域におけるにぎわいの再創出や山陽地区と小野田地区の一体感の醸成など、地域の活性化を図るとともに、高度な医療人材の輩出を通じて山口県の医療や福祉の充実に貢献してまいりたいと考えております。

山口県立厚狭高等学校南校舎跡地については、令和7年度に山口県から財産譲受を受ける予定です。なお、当該跡地の大部分が岡崎遺跡の跡地である「埋蔵文化財包蔵地」です。

※3 新学部および山口県立厚狭高等学校南校舎跡地に関しては別添「資料1」を参照してください。

2 業務概要

(1) 業務名

厚狭キャンパス新学部棟基本構想・基本計画策定業務

(2) 業務場所

山口県山陽小野田市大字郡字岡崎475番地1ほか

(3) 業務内容

別紙の厚狭キャンパス新学部棟基本構想・基本計画策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託費

委託費の上限は 16,000,000 円（消費税及び地方消費税 10%含む）とします。

提案額（参考見積額）が上限価格を超過した場合は失格とします。なお、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、上限価格以下で設定するものとします。

(5) 履行期間

履行期間は、契約締結の日から令和 7 年 11 月 28 日までとします。ただし、特定された技術提案書において工期短縮に係わる内容があった場合は、当該技術提案書に記載された履行期間とします。

3 選定方法

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）から、本要項等に基づき提出された技術提案書等の書類を、厚狭キャンパス新学部棟審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査し、本事業の受注候補者として、選定事業者（優先交渉権者）及び次点を選定します。

4 契約及び支払い

本事業における契約及び支払いの概要は、次のとおりとします。なお、その他の詳細は協定書及び契約書に基づくものとします。

- (1) 優先交渉権者となった選定事業者は、受注者として、本学との間で業務の委託契約を締結します。
- (2) 受注者が契約に基づき契約解除の要件に該当することとなった場合は、本学は、当該契約を解除できるものとします。
- (3) 本業務の契約保証金は、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学契約事務取扱規程第 31 条第 1 項第 6 号により免除します。
- (4) 契約に係る代金の支払いは、業務完了後、請求に基づき行うものとします。

5 契約の変更

(1) 契約額の変更

契約額の変更は原則として行いません。ただし、発注時の条件に変更がある場合は、本学と受注者の協議により変更するものとします。リスク分担についても、本学と受注者が協議の上対応するものとします。

(2) 完成期限の変更

完成期限の変更は、原則として行いません。ただし、発注者側に起因する事由、その他受注者の責に帰することができない事由により工期の延長が必要となる場合はこの限りではありません。

6 発注者及び事務局

(1) 発注者

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学

(2) 事務局

事務局管財部施設管理課

〒756-0884 山口県山陽小野田市大学通一丁目 1 番 1 号

TEL : 0836-88-4501 FAX : 0836-88-3510

E-mail : kanzai@admin.socu.ac.jp

7 参加者の要件

- (1) 参加者は、企業単体とする。

8 資格要件

- (1) 共通事項

- ① 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること
 - ② 手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年間に経過している者
 - ③ 入札日前6か月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者。
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者
 - ⑤ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は、その構成員の統制下にある者でないこと
- (2) 参加する企業は、以下の要件を全て満たす者とします。
- ① 令和5年度・令和6年度の山陽小野田市競争入札参加資格者として、登録種目「測量・建設コンサルタント等」に登録され、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者
 - ② 過去10年以内（2015年4月1日以降公告日まで）に完了した、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条で規定されている大学及びこれに類する施設の基本計画策定及び基本設計業務の実績を有すること
 - ③ 配置予定の管理技術者、各主任技術者（建築、構造、電気設備、機械設備）は、公告日において設計者の企業に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

9 実施スケジュール

- (1) 実施スケジュールは下表のとおりです。

項 目	時 期
公告・公募手続きの開始	令和7年 3月27日（木）
質問書の提出	令和7年 4月10日（木）
一次審査書類（参加表明書等）の提出	令和7年 4月14日（月）
質問への回答	令和7年 4月17日（木）
一次審査結果の通知	令和7年 4月18日（金）
二次審査書類（技術提案書）の提出	令和7年 5月 8日（木）
技術提案に関するプレゼンテーション・二次審査	令和7年 5月13日（火）
受託候補者の選定（二次審査結果の通知・公表）	令和7年 5月19日（月）

10 実施要領

- (1) 本プロポーザルに関する資料の配布

① 配布期間

令和7年3月27日（木）から

② 配布方法

本プロポーザルの実施については、本学の公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）において公表します。資料は同ページで配布します。

※ ホームページアドレス <http://www.socu.ac.jp/bid-info.html>

（トップページ＞企業の方へ＞入札情報）

- (2) 質問の提出及び回答

① 質問の提出

ア 提出期間

公告日から令和7年4月10日（木）まで

イ 提出書類

様式	名 称	備 考
1-1	募集要項等に関する質問書	必要に応じて

ウ 提出方法

募集要項等に関する質問書（様式 1-1）を事務局へ電子メールにより送信してください。口頭、電話、ファクシミリ等による質問は受け付けません。また、電話で電子メールにて質問書を発信した旨の連絡をお願いします。

② 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、令和7年4月17日（木）に一次審査書類（参加表明書等）を受領した全ての業者に対してメールで行うものとし、質問に対する回答をもって、募集要項等の補完、追加、修正とします。なお、回答に当たっては、質問を行った業者名は公表しません。また、質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しない場合があります。

（3）提出書類の作成及び提出

提出書類は「厚狭キャンパス新学部棟基本構想・基本計画策定支援業務公募型プロポーザル提出書類作成要領」に従い作成し、以下により提出してください。

① 参加表明書等の提出

ア 提出部数：正1部、副1部

イ 提出書類

様式	名 称	備 考
2-1	参加表明書	
2-2	資格確認調書	

ウ 提出期間

公告日から令和7年4月14日（月）まで

エ 提出方法

事務局に郵送（簡易書留又は書留）により提出してください。
（期日必着）

オ 提出後に本業務への参加を辞退する場合は、速やかに辞退届を提出してください。なお、様式は任意とします。

② 技術提案書等提出

ア 提出部数：正1部、副10部

イ 提出書類

様式	名 称	備 考
3-1	技術提案書提出書	
3-2	価格提案書	
3-3	価格提案内訳書	基本構想策定費、基本計画策定費毎に作成する。

3-4	事業計画に関する提案書 (A4 版 1 枚)	事業の実施方針・実施体制、スケジュールについての提案を記載する。
3-5	施設計画に関する提案書 (A4 版 1 枚以内)	新学部 の 在り方、地域ニーズ調査、施設の内容規模、配置計画、コスト管理についての提案を記載する。

ウ 提出期間

一次審査結果の通知から令和 7 年 5 月 8 日（木）

エ 提出方法

事務局に郵送（簡易書留又は書留）により提出してください。
（当日消印有効）

1.1 審査及び選定事業者（優先交渉権者）等の選定

(1) 審査方法

参加者から提出された参加表明書及び技術提案書等について、厚狭キャンパス新学部棟基本構想・基本計画策定支援業務公募型プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき審査を行います。

(2) 一次審査

審査は 2 段階で行います。一次審査は、参加表明書等により要件の適格審査を行い、要件を満たしていない場合は失格とします。

(3) 二次審査

一次審査で選定された者から、技術提案書及び技術提案資料並びにプレゼンテーション、ヒアリングを行います。参加者の中から技術提案の要素を総合的に評価し、一定の基準以上であり、最も優れた提案を行ったものを選定事業者として 1 者、選定事業者の次に優れた提案を行った者を次点として 1 者選定します。

なお、一定の基準とは、審査において総評価点の 50 パーセント以上を獲得することとします。また、本学は、選定事業者との間で優先的に協定書の合意に関する交渉を行うものとし、選定事業者と交渉が整わない場合に、次点と交渉を行うものとし、

応募者が 1 者の場合は、提案内容が審査により一定の基準を満たした場合は、その者を優先交渉権者として選定します。

(4) 選定結果の通知

審査後、選定結果を各参加者に文書で通知するとともに、選定事業者及び次点を公表します。なお、電話による結果の回答は行いません。

(5) プロポーザルの費用負担

本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とします。

1.2 失格条件

(1) 提出書類が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とすることがあります。

- ① 提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの
- ② 指定する作成様式又は記載上の留意点に示された条件に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) この要項に定める手続以外の手法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合は、失格とすることがあります。

1.3 その他

- (1) 本プロポーザルに関連して本学が配布する資料及び質問に対する回答は、本要項と一体のものとして扱います。
- (2) 本プロポーザルに関する説明会は開催しません。また、現場説明会も実施しませんの

で、現場への立ち入りを希望する場合は事前に事務局へ連絡してください。なお、立ち入りについては、令和7年4月1日（火）から令和7年4月10日（木）までの間で、事務局が指定する日時とします。

- (3) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1参加者につき1件とします。
- (4) 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めません。ただし、本学が審査上必要として求めたもの又はやむを得ないものとして認めたものについてはこの限りではありません。
- (5) 本学は、審査及び説明を目的として、提出書類の写しを作成し使用できるものとします。
- (6) 提出書類は原則として返却しません。
- (7) 採用する技術提案書等の使用権は、本学に帰属するものとします。
- (8) 参加者は、本プロポーザル及びその後の設計・施工等への協力について、不正又は不誠実な行為を行わないものとします。
- (9) 本学は、選定事業者の案の公表など本事業に関する報告、広報、周知の目的以外には、提案書類その他の公表は行わないものとします。ただし、情報公開の請求により開示する場合があります。
- (10) 審査結果に対する質問や異議については受け付けません。
- (11) その他の詳細については、協定締結時に本学及び受注者により誠意をもって協議するものとします。

別記 リスク分担表

大項目	小項目	リスクが発生する可能性のある要因	リスク分担	
			発注者	受注者
マネジメント特性	住民対応	近隣住民への対応	○	
	関係機関対応	関係行政機関等との調整		○
	工程管理	工期・工程の制約・変更への対応（工法変更等に伴うものを含む）		○
	品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ（高い品質管理精度の要求等を含む）		○
その他	不可抗力	災害（地震、豪雨、風雪等）の発生	○	
	人為的なミス	計画のミス、概算の誤り		○

※ リスク分担先が発注者及び受注者の両方となっている事項の分担割合は、両者の協議によります。また、このリスク分担項目にないものは、両者が協議して定めます。